

海老名市教育委員会

(令和2年 11月 定例会議事日程)

日時 令和2年11月20日(金)

午前10時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

- 日程第 1 報告第 28 号 令和2年度海老名市一般会計補正予算(第10号)のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について
- 日程第 2 議案第 47 号 海老名市立中学校における給食の実施方法について
- 日程第 3 議案第 48 号 海老名市小学校特別支援学級設置要綱及び海老名市中学校特別支援学級(肢体不自由級)設置要綱の廃止並びに海老名市立小中学校特別支援学級(肢体不自由学級)設置要綱の制定について



海老名市教育委員会

令和2年度 11月定例会

◇教育長報告

1 主な事業報告

- 10月30日(金) 教育委員会10月定例会
31日(土) 柏ヶ谷小学校、有馬小学校、門沢橋小学校、
社家小学校運動会
学童保育クラブ(市連協)教育長と語る会
海老名青年会議所えびフェスセレモニー
- 11月 1日(日) 市制施行49周年記念式典
2日(月) 朝のあいさつ運動(柏ヶ谷中学校)
神奈川県都市教育長協議会臨時総会
4日(水) 初任者授業参観(東柏ヶ谷小学校)
週部会
5日(木) よりよい授業づくり特別版(大谷小学校)
6日(金) 11月校長会議
9日(月) 中央図書館指定管理者あいさつ
海老名保護区保護司候補者検討協議会
教育課程編成研究会
10日(火) 初任者研修拠点校指導教員連絡会
就学時健康診断視察
11日(水) 初任者授業参観(有馬中学校)
週部会
わかば会館館長あいさつ
生活困窮者学習支援報告会
12日(木) 初任者授業参観(杉久保小学校)
連合運動会実行委員会
13日(金) 市議会第6回臨時会
よりよい授業づくり学校訪問(門沢橋小学校)
14日(土) 単P会長会

- 16日(月) 初任者授業参観(有馬小学校)
県教委来館(20日会議の事前説明)
教育課題研究会
- 17日(火) 最高経営会議
新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部会議
- 18日(水) 週部会
11月教頭会議
成人式についての打合せ
中学校給食業者山路フードシステム訪問
- 19日(木) 県教委来館(県事業の説明)
奨学金についての打合せ
- 20日(金) 教育委員会11月定例会
和座海稜教職員管理職組合委員長あいさつ
神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会





2 「食」への思い

私は、食生活の基本は、家庭にあると思っています。

偏食気味なのかもしれませんが、私は、子どもの頃、母が作る自分の家での食事は食べましたが、他所の食事は苦手でした。

そのためか、小学校での給食は、だいたいは、必死の思いでかき込む状況でした。脱脂粉乳で、野菜のごった煮のようなおかずが多かったせいかもしれません。

子どもの頃、私の食への思いは、安心が第一でした。母が作る心配のない食事が何よりでした。

大人になって、食の豊かさが広がり、食堂や他所の家庭の料理も食べられるようになりましたが、やはり、年に数回、お盆やお正月に帰省して食べる、ふるさとの味、おふくろの味は格別でした。ホッとしました。

8年前から母といっしょに暮らすようになり、母に、大好物の「カキの潮汁」を作ってもらい、うまそうに食べる姿に、側からの冷たい視線を感じました。

やはり、食は、家庭が基本です。安心が基本です。

私の食への思いが大きく変化したのは、山登りを始めてからです。

テントの中で、山の仲間と食べる山の食事は、おいしいというより楽しいというものでした。

一日、山行で疲れ、空腹を満たす食事は、テントの中に湯気が広がり、みんなでワイワイしながら時間を共有します。私にとって、この上ない楽しい時間でした。

食は、楽しみであり、みんなで食べる楽しさがなによりです。

今の私の食への思いは、「安心」と「楽しさ」です。

さて、本市では、昨年度、学校給食検討委員会を設置し、多くの人からのご意見をいただき、そのまとめとして、みなさんに、「海老名市学校給食に関する今後の方針」を定めていただきました。

本日の会議では、それをもとに、みなさんに、中学校給食の実施方法について審議していただきますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

本日は、教職員への便りはございません。

報告第28号

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第10号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第10号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し意見の申し出をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月20日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第10号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出をしたため

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第10号）のうち教育に係る部分 に関する意見の申し出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申し出をした。

2 教育長の臨時代理

11月2日付で市長から意見を求められたが、補正予算案は11月13日の令和2年第6回海老名市議会臨時会に上程する予定であったため、その対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申し出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第10号）のうち教育に係る部分

4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

5 教育委員会からの申し出文書

別紙のとおり

海文発第21号
令和2年11月2日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内野



令和2年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年度海老名市一般会計補正予算（第10号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

海教総収第 358 号
令和 2 年 11 月 4 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和 2 年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、令和 2 年度海老名市一般会計補正予算（第 10 号）のうち教育に関する部分について、異論はありません。

令和2年度 海老名市一般会計補正予算（第10号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正
(1) 歳出

(単位：千円)

款・項・目・細目・細々目	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
10 教育費	—	5,155,674	6,058	5,161,732	
1 教育総務費	—	2,324,694	6,058	2,330,752	
2 事務局費	—	1,416,309	6,058	1,422,367	
8 プログラミング教育推進事業費	—	632,515	6,058	638,573	
1 プログラミング教育推進事業費	教育支援課	632,515	6,058	638,573	GIGAスクール構想に係るタブレット端末の購入について、当初、県共同調達事業において予定していた仕様では予算が不足することから、仕様を変更した。しかし、依然として不足が見込まれるため、今回の補正予算において増額するもの。 なお、タブレット端末及びキーボードについては品薄状態が続いており、年度内の調達が困難となっていることから、今回の増額分を含む241,702千円を繰越すものとする。

2 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度へ繰越使用を必要とする理由
10 教育費	1 教育総務費	教育用タブレット等購入	241,702	全国的な需要過多による品不足のため、年度を跨いで調達したいため

議案第47号

海老名市立中学校における給食の実施方法について

別紙のとおり、海老名市立中学校における給食の実施方法について、議決を求める。

令和2年11月20日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

中学校給食の再開に向けて、「海老名市学校給食に関する今後の方針」を踏まえ、海老名市立中学校における給食の実施方法について決定したいため

海老名市立中学校における給食の実施方法について

1 趣旨

海老名市立中学校における給食について、令和2年3月23日に定めた「海老名市学校給食に関する今後の方針」を踏まえ、中学校給食の再開に向けて事業を進める。

2 実施方式

中学校給食は早期かつ6校同時に再開したいことから、経費面や準備期間から検討した結果、新たに給食調理施設を建設し、調理した給食を中学校各校へ配送する形で提供を行う「センター方式」としたい。

3 建設場所

海老名市中新田四丁目12番2号（海老名市食の創造館東側敷地）

4 給食調理施設の建設及び運営方法

学校給食の実施にあたっては、安定的かつ継続的に提供する必要があることから、「民設民営」ではなく、「公設民営」の手法で進めたい。

5 実施までのスケジュール

中学校給食の早期の再開に向けて取り組む。

海老名市学校給食に関する今後の方針

海老名市教育委員会は、海老名市立小中学校における学校給食の今後の方針を次のとおり定める。

海老名市教育委員会、各小中学校においては、この方針を基に、今後の学校給食について取組を進めていくものとする。

また、教育委員会は、広く意見を聞くとともに、社会情勢の変化等を勘案しながら、本市の現状や将来の見通しなどを踏まえ、「最適な方法を検討」し、方針の適宜見直しを図るものとする。

令和2年3月23日

海老名市教育委員会

【小学校給食】

- さらに「魅力ある給食」を目指すため、日常的な献立の工夫に加え、各種行事やイベント（ラグビーW杯、オリンピック・パラリンピック）などに関連した新たな献立の開発などに、継続的に取り組む。
- 地産地消の推進や季節を感じられる食材の積極的な活用、給食調理施設の見学などを通じ、「食に関する指導の充実」に取り組む。
- 上記を実現するために、「適正な給食費の水準」に関し、研究・検討を進める。
なお、その際には、保護者等に対し、丁寧な説明を行う。

【中学校給食】

- セーフティーネットの役割を果たすだけでなく、子どもたちにバランスの良い食事と正しい食習慣を身につけさせるためにも、「中学校給食を再開」する。
- 早期かつ6校同時に給食を再開するため、経費面や準備期間から「センター方式」での再開を検討する。
- 中学校給食再開に際しては、本市の現状や将来の見通しなどを踏まえ、民間活力の導入なども含め、「最適な方法を検討」する。
- 海老名市学校施設再整備計画との整合性を踏まえながら、「自校方式の長期的な視点での検討」を続ける。

議案第48号

海老名市小学校特別支援学級設置要綱及び海老名市中学校特別支援学級（肢体不自由級）設置要綱の廃止並びに海老名市立小中学校特別支援学級（肢体不自由学級）設置要綱の制定について

別紙のとおり、海老名市小学校特別支援学級設置要綱及び海老名市中学校特別支援学級（肢体不自由級）設置要綱の廃止並びに海老名市立小中学校特別支援学級（肢体不自由学級）設置要綱の制定について、議決を求める。

令和2年11月20日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

小中学校それぞれで制定されている特別支援学級（肢体不自由学級）の設置に関する要綱の一本化を図ることを目的として、標記要綱の廃止及び制定を行いたいため

海老名市小学校特別支援学級設置要綱及び海老名市中学校特別支援学級（肢体不自由級）設置要綱の廃止並びに海老名市立小中学校特別支援学級（肢体不自由学級）設置要綱の制定について

1 趣旨

現在、海老名小学校及び海老名市立中学校に肢体不自由学級を設置しているが、根拠とする要綱は小中学校それぞれで制定されている。

肢体不自由学級設置の趣旨や就学基準、就学手続き等、内容は全て共通していることから、一本化を図るため、標記のとおり要綱を整理したい。

併せて、新規に制定する要綱については、従前の要綱から必要な文言等の修正を行った上で制定する。

2 廃止する要綱

- (1) 海老名市小学校特別支援学級設置要綱
- (2) 海老名市中学校特別支援学級（肢体不自由級）設置要綱

3 制定する要綱

海老名市立小中学校特別支援学級（肢体不自由学級）設置要綱

4 修正内容

- (1) 海老名市小学校特別支援学級設置要綱からの修正
 - ①第1条（趣旨）中、「海老名市立海老名小学校」を「海老名市立小中学校」に修正することで、海老名小学校以外の小学校各校にも肢体不自由学級を設置できるよう規定する。
 - ②第4条（指導体制）中、「医療行為」を「医療的ケア」に修正。
 - ③その他、軽微な文言の修正。
- (2) 海老名市中学校特別支援学級（肢体不自由学級）設置要綱からの修正
 - ①軽微な文言の修正。

5 施行期日（廃止日及び制定日）

令和2年11月20日

海老名市小学校特別支援学級設置要綱

(趣旨)

第1条 障害の程度に応じたきめ細かな教育的な支援を行い、肢体不自由児への教育の充実を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定に基づく特別支援学級として、海老名市立海老名小学校に肢体不自由学級を設置する。

(就学基準)

第2条 肢体不自由学級の就学基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 肢体不自由児が、車いす等の補装具を使用し、かつ、介助を受けることにより移動ができ、又は自分の意思を伝えることができること。
- (2) 肢体不自由児が、給食の通常メニューを食べられること。

(就学手続き)

第3条 市教育委員会は、個人の必要性に応じた就学指導を進めていくため、医師、教員、児童福祉施設職員等各分野の専門家で組織する就学指導委員会の報告に基づき、就学について決定する。

2 市教育委員会は、前項の就学の決定について、肢体不自由児の保護者と十分に相談し、医療、心理、教育等の観点から総合的に判断するものとする。

(指導体制)

第4条 肢体不自由学級の学級体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 神奈川県特別支援学級編制教員配置基準に基づき、指導教員を配置する。
- (2) 原則として、児童2人に1名の介助員を配置する。
- (3) 医療行為の必要な児童がいる場合は、看護介助員を配置する。

(特別支援学校との連携)

第5条 市教育委員会は、指導の充実を図るため特別支援学校との連携をとるものとする。

(通学)

第6条 肢体不自由児の保護者又は該当保護者に代わる者は、肢体不自由学級への送

迎を行うものとする。

2 市教育委員会は、徒歩以外での通学が必要と認められる児童に対して、1回当たり500円（500円未満の場合は実費）を限度に、予算の範囲内において補助を行うことができる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

《平成15年10月6日制定》

《平成19年4月1日一部改正》

海老名市中学校特別支援学級（肢体不自由級）設置要綱

（趣旨）

第1条 障害の程度に応じたきめ細かな教育的な支援を行い、肢体不自由児への教育の充実を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定に基づく特別支援学級として、海老名市立各中学校に肢体不自由学級を設置する。

（就学基準）

第2条 肢体不自由学級の就学基準は、肢体不自由児が、車いす等の補装具を使用し、かつ、介助を受けることにより移動ができ、又は自分の意思を伝えることができること。

（就学手続き）

第3条 市教育委員会は、個人の必要性に応じた就学指導を進めていくため、医師、教員、児童福祉施設職員等各分野の専門家で組織する就学指導委員会の報告に基づき、就学について決定する。

2 市教育委員会は、前項の就学の決定について、肢体不自由児の保護者と十分に相談し、医療、心理、教育等の観点から総合的に判断するものとする。

（指導体制）

第4条 肢体不自由学級の学級体制は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 神奈川県特別支援学級編制教員配置基準に基づき、指導教員を配置する。
- （2） 原則として、生徒2人に1名の介助員を配置する。
- （3） 医療的ケアの必要な生徒がいる場合は、看護介助員を配置する。

（特別支援学校との連携）

第5条 市教育委員会は、指導の充実を図るため特別支援学校との連携をとるものとする。

(通学)

第6条 肢体不自由児の保護者又は該当保護者に代わる者は、肢体不自由学級への送迎を行うものとする。

2 市教育委員会は、徒歩以外での通学が必要と認められる生徒に対して、1回当たり500円(500円未満の場合は実費)を限度に、予算の範囲内において補助を行うことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

海老名市立小中学校特別支援学級（肢体不自由学級）設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害の程度に応じたきめ細かな教育的な支援を行い、肢体不自由児への教育の充実を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定に基づく特別支援学級として、海老名市立小中学校に肢体不自由学級を設置することについて、必要な事項を定める。

（就学基準）

第2条 肢体不自由学級の就学基準は、肢体不自由児が、車いす等の補装具を使用し、かつ、介助を受けることにより移動ができ、又は自分の意思を伝えることができることとする。

（就学手続き）

第3条 教育委員会は、個人の必要性に応じた就学指導を進めていくため、医師、教員、児童福祉施設職員等各分野の専門家で組織する教育支援委員会の報告に基づき、就学について決定する。

2 教育委員会は、前項の就学の決定について、肢体不自由児の保護者と十分に相談し、医療、心理、教育等の観点から総合的に判断するものとする。

（指導体制）

第4条 肢体不自由学級の学級体制は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 神奈川県特別支援学級編制教員配置基準に基づき、指導教員を配置する。
- （2） 原則として、児童生徒2名に1名の介助員を配置する。
- （3） 医療的ケアの必要な児童生徒がいる場合は、看護介助員を配置する。

（特別支援学校との連携）

第5条 教育委員会は、指導の充実を図るため特別支援学校との連携をとるものとする。

(通学)

第6条 肢体不自由児の保護者又は該当保護者に代わる者は、肢体不自由学級への送迎を行うものとする。

2 教育委員会は、徒歩以外での通学が必要と認められる児童生徒に対して、1回当たり500円（500円未満の場合は実費）を限度に、予算の範囲内において補助を行うことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月20日から施行する。

新	旧
<p>海老名市立小中学校特別支援学級 <u>（肢体不自由学級）</u> 設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この要綱は</u>、障害の程度に応じたきめ細かな教育的な支援を行い、肢体不自由児への教育の充実を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定に基づく特別支援学級として、<u>海老名市立小中学校に</u> 肢体不自由学級を設置する<u>ことについて、必要な事項を定める。</u></p> <p>(就学基準)</p> <p>第2条 肢体不自由学級の就学基準は、<u>肢体不自由児が、車いす等の補装具を使用し、かつ、介助を受けることにより移動ができ、又は自分の意思を伝えることができることとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(就学手続き)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、個人の必要性に応じた就学指導を進めていくため、医師、教員、児童福祉施設職員等各分野の専門家で組織する<u>教育支援</u>委員会の報告に基づき、就学について決定する。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の就学の決定について、肢体不自由児の保護者と十分に相談し、医療、心理、教育等の観点から総合的に判断するものとする。</p> <p>(指導体制)</p> <p>第4条 肢体不自由学級の学級体制は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 神奈川県特別支援学級編制教員配置基準に基づき、指導教員を配置する。</p> <p>(2) 原則として、児童<u>生徒2名</u>に1名の介助員を配置する。</p> <p>(3) <u>医療的ケア</u>の必要な児童<u>生徒</u>がいる場合は、看護介助員を配置する。</p> <p>(特別支援学校との連携)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、指導の充実を図るため特別支援学校との連携をとるものと</p>	<p>海老名市 <u>小</u> 学校特別支援学級 _____ 設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 _____ 障害の程度に応じたきめ細かな教育的な支援を行い、肢体不自由児への教育の充実を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定に基づく特別支援学級として、<u>海老名市立海老名小学校に</u>肢体不自由学級を設置する_____。</p> <p>(就学基準)</p> <p>第2条 肢体不自由学級の就学基準は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>_____</p> <p><u>(1) 肢体不自由児が、車いす等の補装具を使用し、かつ、介助を受けることにより移動ができ、又は自分の意思を伝えることができること。</u></p> <p><u>(2) 肢体不自由児が、給食の通常メニューを食べられること。</u></p> <p>(就学手続き)</p> <p>第3条 <u>市</u>教育委員会は、個人の必要性に応じた就学指導を進めていくため、医師、教員、児童福祉施設職員等各分野の専門家で組織する<u>就学指導</u>委員会の報告に基づき、就学について決定する。</p> <p>2 <u>市</u>教育委員会は、前項の就学の決定について、肢体不自由児の保護者と十分に相談し、医療、心理、教育等の観点から総合的に判断するものとする。</p> <p>(指導体制)</p> <p>第4条 肢体不自由学級の学級体制は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 神奈川県特別支援学級編制教員配置基準に基づき、指導教員を配置する。</p> <p>(2) 原則として、児童<u>2人</u>に1名の介助員を配置する。</p> <p>(3) <u>医療行為</u>の必要な児童_____がいる場合は、看護介助員を配置する。</p> <p>(特別支援学校との連携)</p> <p>第5条 <u>市</u>教育委員会は、指導の充実を図るため特別支援学校との連携をとるものと</p>

<p>する。 (通学) 第6条 肢体不自由児の保護者又は該当保護者に代わる者は、肢体不自由学級への送迎を行うものとする。 2 教育委員会は、徒歩以外での通学が必要と認められる児童生徒に対して、1回当たり500円(500円未満の場合は実費)を限度に、予算の範囲内において補助を行うことができる。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>する。 (通学) 第6条 肢体不自由児の保護者又は該当保護者に代わる者は、肢体不自由学級への送迎を行うものとする。 2 市教育委員会は、徒歩以外での通学が必要と認められる児童__に対して、1回当たり500円(500円未満の場合は実費)を限度に、予算の範囲内において補助を行うことができる。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市教育委員会が別に定める。</p>
---	---

附 則

この要綱は、令和2年11月20日から施行する。

新	旧
<p>海老名市立小中学校特別支援学級（肢体不自由学級）設置要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>この要綱は</u>、障害の程度に応じたきめ細かな教育的な支援を行い、肢体不自由児への教育の充実を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定に基づく特別支援学級として、<u>海老名市立小中学校に</u>肢体不自由学級を設置することについて、必要な事項を定める。</p> <p>（就学基準）</p> <p>第2条 肢体不自由学級の就学基準は、肢体不自由児が、車いす等の補装具を使用し、かつ、介助を受けることにより移動ができ、又は自分の意思を伝えることができることとする。</p> <p>（就学手続き）</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、個人の必要性に応じた就学指導を進めていくため、医師、教員、児童福祉施設職員等各分野の専門家で組織する<u>教育支援委員会</u>の報告に基づき、就学について決定する。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の就学の決定について、肢体不自由児の保護者と十分に相談し、医療、心理、教育等の観点から総合的に判断するものとする。</p> <p>（指導体制）</p> <p>第4条 肢体不自由学級の学級体制は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）神奈川県特別支援学級編制教員配置基準に基づき、指導教員を配置する。</p> <p>（2）原則として、<u>児童生徒2名</u>に1名の介助員を配置する。</p> <p>（3）医療的ケアの必要な<u>児童生徒</u>がいる場合は、看護介助員を配置する。</p> <p>（特別支援学校との連携）</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、指導の充実を図るため特別支援学校との連携をとるものとする。</p> <p>（通学）</p> <p>第6条 肢体不自由児の保護者又は該当保護者に代わる者は、肢体不自由学級への送</p>	<p>海老名市__中学校特別支援学級（肢体不自由__級）設置要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 _____障害の程度に応じたきめ細かな教育的な支援を行い、肢体不自由児への教育の充実を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定に基づく特別支援学級として、<u>海老名市立各中学校に</u>肢体不自由学級を設置する_____。</p> <p>（就学基準）</p> <p>第2条 肢体不自由学級の就学基準は、肢体不自由児が、車いす等の補装具を使用し、かつ、介助を受けることにより移動ができ、又は自分の意思を伝えることができること_____。</p> <p>（就学手続き）</p> <p>第3条 <u>市教育委員会</u>は、個人の必要性に応じた就学指導を進めていくため、医師、教員、児童福祉施設職員等各分野の専門家で組織する<u>就学指導委員会</u>の報告に基づき、就学について決定する。</p> <p>2 <u>市教育委員会</u>は、前項の就学の決定について、肢体不自由児の保護者と十分に相談し、医療、心理、教育等の観点から総合的に判断するものとする。</p> <p>（指導体制）</p> <p>第4条 肢体不自由学級の学級体制は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）神奈川県特別支援学級編制教員配置基準に基づき、指導教員を配置する。</p> <p>（2）原則として、__生徒<u>2人</u>に1名の介助員を配置する。</p> <p>（3）医療的ケアの必要な__生徒がいる場合は、看護介助員を配置する。</p> <p>（特別支援学校との連携）</p> <p>第5条 <u>市教育委員会</u>は、指導の充実を図るため特別支援学校との連携をとるものとする。</p> <p>（通学）</p> <p>第6条 肢体不自由児の保護者又は該当保護者に代わる者は、肢体不自由学級への送</p>

<p>迎を行うものとする。</p> <p>2 <u> </u>教育委員会は、徒歩以外での通学が必要と認められる<u>児童</u>生徒に対して、1回当たり500円（500円未満の場合は実費）を限度に、予算の範囲内において補助を行うことができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、<u> </u>教育委員会が別に定める。</p>	<p>迎を行うものとする。</p> <p>2 <u>市</u>教育委員会は、徒歩以外での通学が必要と認められる<u> </u>生徒に対して、1回当たり500円（500円未満の場合は実費）を限度に、予算の範囲内において補助を行うことができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市</u>教育委員会が別に定める。</p>
--	--

附 則

この要綱は、令和2年11月20日から施行する。